

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が変更部分である。

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">Web-API の利用規約</p> <p>国税庁が提供する法人番号システム Web-API 機能（以下「本機能」といいます。）のご利用に<u>ついて</u>は、下記の利用規約のすべての条項に同意していただいた上で、本機能をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 2 条（定義） （同右）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 「法人番号保有者」とは、<u>「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」</u>（平成 25 年法律第 27 号）の規定により法人番号の指定を受けた者をいいます。</p> <p>4. 「国税庁法人番号公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）とは、法人番号保有者の<u>1. 商号又は名称、2. 本店又は主たる事務所の所在地及び 3. 法人番号を公表するためのウェブサイト</u>をいいます。</p> <p>5～8 （略）</p> <p>第 3 条（利用の届出）</p> <p>1. （同右）</p> <p>一 （略）</p>	<p style="text-align: center;">Web-API の利用規約</p> <p>国税庁が提供する法人番号システム Web-API 機能（以下「本機能」といいます。）のご利用に<u>当たって</u>は、下記の利用規約のすべての条項に同意していただいた上で、本機能をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 2 条（定義） 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 「法人番号保有者」とは、行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により法人番号の指定を受けた者をいいます。</p> <p>4. 「国税庁法人番号公表サイト」（以下「公表サイト」といいます。）とは、法人番号保有者の商号、所在地及び法人番号を公表するためのウェブサイト<u>をいいます。</u></p> <p>5～8. （略）</p> <p>第 3 条（利用の届出）</p> <p>1. 本機能を利用しようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。</p> <p>一 （略）</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が変更部分である。

改 正 後	現 行
<p>二 アプリケーション ID 発行届出情報を公表サイトからインターネット等 経由で送信</p> <p>2. (略)</p> <p>第6条 (情報の取得元の明示)</p> <p>利用者は、本機能を利用したサービスを提供する場合は、「このサービスは、国 税庁法人番号システム Web-API 機能を利用して取得した情報をもとに作成して いるが、サービスの内容は国税庁によって保証されたものではない」を適宜の場 所に明示するものとします。</p> <p>第9条 (禁止事項)</p> <p>1. (同右)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>本機能に対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること</u></p> <p>三 (同右)</p> <p>四 (同右)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法令又は公序良俗に反する内容</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>二 アプリケーション ID 発行届出情報を公表サイトからインターネット経由 で送信</p> <p>2. (略)</p> <p>第6条 (情報の取得元の明示)</p> <p>利用者は、本機能を利用したサービスを提供する場合は、「このサービスは、国 税庁法人番号システム Web-API 機能を利用して取得した情報をもとに作成」<u>し</u> <u>たことを適宜の場所に明示するものとします。</u></p> <p>第9条 (禁止事項)</p> <p>1. 利用者は、本機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>二 短時間における大量アクセスその他本機能の運用に支障を与えること</p> <p>三 以下のいずれかの内容を含むアプリケーションの作成、運営及びこれらに 関するサービスを提供すること</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公序良俗に反する内容</p> <p>ハ (略)</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が変更部分である。

改 正 後	現 行
<p>2. 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったこと<u>を疑うに足りる相当な理由がある場合</u>その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供（以下「アプリケーション等の提供」という。）について、<u>内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求</u>ができるものとします。</p> <p>3. 国税庁は、利用者が第一項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合又は第3条各項により届け出ている利用者情報で連絡がつかず、前項の内容の聴取ができない場合は、<u>本機能の利用を停止することができるものとします。</u></p> <p>第10条（<u>免責</u>） （略）</p> <p>第11条（<u>補償</u>） 利用者は、<u>アプリケーション等の提供</u>について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁に対していかなる責任を負担させないものとします。</p>	<p>2. 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、<u>本機能の利用を直ちに停止</u>することができるものとします。</p> <p>（新 設）</p> <p>第10条（<u>免責事項</u>） （略）</p> <p>第11条（<u>利用者の自己責任</u>） 利用者は、<u>アプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等</u>について、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、国税庁に対していかなる責任を負担させないものとします。</p>

